

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始のための資金について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、福島県新規就農者育成総合対策事業補助金等交付要綱及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱別記2の第5の2（1）アからスまでの全て又はセに定める要件を満たすものとする。

（補助金の額及び交付期間）

第3条 補助金の額は補助金を交付する期間（以下「交付期間」という。）1月につき1人当たり137,500円（1年につき、165万円）とする。ただし、夫婦で農業経営を開始し、実施要綱別記2の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）までに掲げる要件を全て満たす場合は、当該額に1.5を乗じた額とする。

2 前項の規定によるもののほか、複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが実施要綱別記2の第5の2（1）カに定める目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ1人当たり137,500円（1年につき、165万円）を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は当該補助金の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が当該農業法人の役員となっているときは、当該農業法人の他の役員も補助金の交付の対象外とする。

3 前2項の規定による補助金を交付する期間は、3年間（経営開始後3年度目分まで）を限度とする。

（計画の承認申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付の申請前に、郡山市新規就農者経営開始資金計画書（第1号様式）を作成の上、市長に当該計画書を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の計画書を作成するに当たっては、当該計画書の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、実施要綱別記2の第7の2（11）に定めるサポート体制の関係者からの必要な助言及び指導を受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による計画書の承認の申請があったときは、当該計画書について承認する前に、当該計画書の内容について、郡山市農業経営改善計画等認定会議設置要綱（平成7年3月17日制定）に基づく郡山市農業経営改善計画等認定会議の審査に付すものとする。

4 市長は、前項の規定による計画書の審査に当たっては、第2条に規定する要件及び令和4年3月29日付け農林水産省経営局就農・女性課長通

知の「交付対象者の考え方」を満たしているかどうかを確認の上、これらの要件を満たし、かつ、経営の開始及び定着を支援するために補助金を交付する必要があると認めるときは、当該計画書を承認するとともに、当該承認の申請をした者に郡山市新規就農者経営開始資金計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（計画等の変更の承認申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の郡山市新規就農者経営開始資金計画書を変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大及び品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長に当該計画書の変更の承認の申請を行うものとする。

2 前項の規定による計画書の変更の承認の申請は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助金の交付の申請等）

第6条 第4条第4項又は前条第2項の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は当該承認を受けた郡山市新規就農者経営開始資金計画書とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付申請追加資料（第4号様式）とする。

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、令和6年4月以降の農業経営に係る資金によるもので、半年ごとに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、1か月分から1年分までの間で月単位で交付を行うことができるものとする。

3 第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助金の交付の対象となる期間の初日から1年以内に行うものとする。

4 市長は、第4条第4項又は前条第2項の規定による承認後、第1項の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請の内容について審査し、当該申請の内容が適当であると認めたときは、速やかに、当該補助金の交付の申請をした者に、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（2）補助金が交付されている期間中は、当該期間内の毎年7月末及び翌年1月末までに、当該月の直近6か月の就農状況報告書（第5号様式）を市長に提出すること。

さらに、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、第5号様式別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出すること。

（3）補助金の交付期間終了後5年間（第15条の規定により、就農を中断した場合は、当該就農の中断期間を除く5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の作業日誌（第6号様式）を市長に提出すること。

(4) 補助金の交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第7号様式）を提出すること。

(5) 補助金の交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、当該中断後1か月以内に、市長に就農中断届（第8号様式）を提出すること。ただし、就農の中断期間は当該就農を中断した日から1年以内とし、当該就農を再開するときは就農再開届（第9号様式）を提出すること。

（補助金の交付の停止及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が 実施要綱別記2の第5の2（3）に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付を停止する。

2 補助金の交付を受けた者が、実施要綱別記2の第5の2（4）に掲げる要件に該当するときは、補助金を返還しなければならない。ただし、同（4）ア又はウに該当する場合であって、病気、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

3 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた補助金の額の全部又は一部が既に交付されている場合において、既に交付された補助金の額が補助金の交付の決定額を上回る場合は、その差額を返還しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条第4項の規定により補助金の交付を受けた後、速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けたことが確認できる書類

(2) 収支決算書（第10号様式）

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により補助事業等実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付の中止）

第12条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、補助金の交付を中止しようとするときは、市長に、中止届（第11号様式）を提出するものとする。

2 市長は、補助金交付者から前項の中止届の提出があった場合又は実施要綱別記2の第5の2（3）ア、イ又はエからキまでのいずれかに該当

する場合は、補助金の交付を中止する。

（補助金の交付の休止等）

第13条 補助金交付者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止するときは、市長に休止届（第12号様式）を提出するものとする。

2 前項の休止する期間は、原則として1年以内とする。

3 市長は、補助金交付者から第1項の規定による休止届の提出があり、当該休止がやむを得ないと認めるときは、補助金の交付を停止するものとする。ただし、休止にする理由がやむを得ないと認められないときは、補助金の交付を中止する。

4 第1項に規定する休止届を提出した補助金交付者が就農を再開しようとするときは、経営再開届（第13号様式）を提出するものとする。

5 市長は、補助金交付者から前項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認めるときは、補助金の交付を再開するものとする。

6 補助金交付者が、妊娠若しくは出産又は災害により就農を休止しようとするときは、一度の妊娠若しくは出産又は災害につき、最長で3年の休止期間を設けることができるものとする。この場合においては、当該休止期間と同期間、補助金の交付の期間を延長することができるものとする。

7 前項の規定により補助金の交付の期間を延長しようとするときは、補助金交付者は、第4項の経営再開届に併せて、第5条第1項の規定による計画書の変更の承認申請を行うものとする。ただし、実施要綱別記2の第5の2の（2）イに定める夫婦で農業経営を行う妻が、妊娠又は出産により就農を休止するときは除くものとする。

（補助金の返還の免除）

第14条 補助金交付者は、実施要綱別記2の第5の2（4）ア又はウに該当する場合であって、病気、災害等のやむを得ない事情により補助金を返還することができないときは、返還免除申請書（第14号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付者から提出された返還免除申請書の内容が、実施要綱別記2の第5の2の（4）ア又はウに該当し、かつ、補助金の返還を免除するやむを得ない事情として適当と認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（就農状況報告等）

第15条 補助金交付者は、補助金の交付の期間中、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の就農状況報告書を市長に提出するとともに、当該補助金の交付の期間終了後5年間（次条の規定により就農を中断したときは、当該就農の中断期間を除く5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の作業日誌を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の就農状況報告書の提出を受けたときは、実施要綱別記2の第7の2（11）に定めるサポートチームと協力し、第4条第4項の「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか等の実施状況を確認し、必要に応じて当該サポートチームと連携し、補助金交付者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。

- 3 前項の規定による助言及び指導は、実施要綱に定める就農状況確認チェックリストを用いて、補助金交付者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による確認のほか、サポートチームと協力して補助金交付者の経営状況の把握に努めることとし、補助金の交付の期間中、必ず年1回は、実施要綱別記2の第7の2（5）イ（ア）から（ウ）までに定める方法により、実施要綱に定める就農状況確認チェックリストを用い、補助金交付者の経営状況及び課題を当該補助金交付者とともに確認し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、当該補助金交付者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。

（就農中断報告）

第16条 補助金交付者は、補助金の交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断するときは、当該中断後1か月以内に、市長に就農中断届を提出するものとする。

- 2 前項の規定による就農を中断する期間は、当該就農を中断した日から原則として1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を提出するものとする。
- 3 市長は、補助金交付者から補助金の交付終了後の就農継続期間中に第1項の就農中断届の提出があり、その理由がやむを得ないと認めるときは、就農の中断を承認するものとする。この場合において、当該就農を中断する期間は、第2項に規定する期間と同様とする。
- 4 市長は、第1項の規定による就農中断届の提出のあった補助金交付者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、当該就農再開に向けた助言、指導等必要な支援を行うものとする。

（離農報告）

第17条 補助金交付者は、補助金の交付期間の終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、当該離農後1か月以内に、離農届を市長に提出するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

（新規就農者確保緊急円滑化対策事業の実施）

2 この要綱の規定は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）及び福島県新規就農者確保緊急円滑化対策事業実施要領により行う新規就農者確保緊急円滑化対策事業の補助金の交付にこれを準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）	新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2106号農林水産事務次官依命通知）
	福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）	福島県新規就農者確保緊急円滑化対策事業実施要領（以下「緊急円滑化対策実施要領」という。）
第2条	実施要領別記2第5の2の（1）アからサまで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2の（1）アからサまで
第3条	実施要領別記2の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）まで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）まで
	実施要領別記2の第5の2（1）カ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（1）カ
第4条	実施要領別記2の第7の2（11）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（11）
第8条	実施要領別記2の第5の2（3）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（3）
	実施要領別記2の第5の2（4）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）
	同（4）ア又はウ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）ア又はウ
第12条	実施要領別記2の第5の2（3）ア、イ又はエからキまで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（3）ア、イ又はエからキまで
第13条	実施要領別記2の第5の2の（2）イ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2の（2）イ
第14条	実施要領別記2の第5の2（4）ア又はウ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）ア又はウ
第15条	実施要領別記2の第7の2（11）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（11）
	実施要領に定める	緊急円滑化対策実施要領に定める
	実施要領別記2の第7の2（5）イ（ア）から（ウ）まで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（5）イ（ア）から（ウ）まで

（営農実施申請書の提出）

3 緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2の（1）のキの（オ）に該当する者は、営農実施申請書（第15号様式）を作成し、市長に提出する

ものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 6 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。